

福島県新型コロナウイルス 感染症対策支援交付金

福島県中小企業団体中央会

事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」に対応するための取組みを行う、2020年(令和2年)4月期または5月期の売上が一定程度(20%以上50%未満)減少している事業者に対し、交付金を交付します。

※ 県協力金・支援金(休業要請対象)や県給付金(売上が50%以上減少)の支援を受けていない事業者を支援

対象:休業要請対象外の事業者、売上が20%以上50%未満減少している事業者

これまでの支援策

- ・県の緊急事態措置に基づく施設休止協力要請等に協力した事業者 ← 「協力金」
- ・協力金の交付を受けた事業者が新しい生活様式に対応 ← 「支援金」
- ・4月または5月の売上が50%以上減少した事業者が新しい生活様式に対応 ← 「給付金」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上記の支援を受けていない事業者も多い



上記支援の対象にならなかった事業者に対して、県が支援

交付要件

次の「ア」に該当し、「イ」から「エ」の要件を全て満たすこと。

ア 2020年(令和2年)4月期または5月期の売上が対前年同月比20%以上50%未満減少していること。(=給付金の対象に該当しない事業者)

イ 国、関係団体等が示した「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

ウ 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のいずれの交付も受けておらず、かつ申請の要件に該当していないこと。(=協力金、給付金の対象に該当しない事業者)

エ 2019年(令和元年)12月31日までに開業している、または2020年(令和2年)3月までに開業し2020年(令和2年)1月から3月の間に事業により事業収入(売上)を得ていること。また、今後も事業を継続する意思があること。(=持続化給付金の創業特例)

交付要件

補足① 対象事業者

2020年

対前年同月比 売上減少率	対象事業者等	～3月	4月～5月				6月～12月			
		国給付金	国給付金	県給付金	協力金 支援金	交付金	国給付金	県給付金	協力金 支援金	交付金
0～19%	県協力金 対象事業者	—	—	—	○	—	—	—	—	—
	上記以外の事業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～49%	県協力金 対象事業者	—	—	—	○	—(※)	—	—	—	—
	上記以外の事業者	—	—	—	—	●	—	—	—	—
50%～	県協力金 対象事業者	○	○	—	○	—	○	—	—	—
	上記以外の事業者	○	○	○	—	—	○	—	—	—

※
食事提供施設の内、休業要請以前から営業時間が5:00～20:00（酒類の提供は19:00まで）の事業者は交付金の対象

交付要件 補足③ 協力金の対象施設(原則)

2基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	コード	対象施設	休止要請	協力金	特記事
遊興施設	201	キャバレー	対象	○	
	202	ナイトクラブ	対象	○	
	203	ダンスホール	対象	○	
	204	スナック	対象	○	
	205	バー	対象	○	
	206	ダーツバー	対象	○	
	207	パブ	対象	○	
	208	カラオケボックス	対象	○	
	209	ライブハウス	対象	○	
	210	漫画喫茶	対象	○	
	211	射的場	対象	○	
	212	インターネットカフェ	対象	○	
	213	性風俗店	対象	○	

「○」が付いている施設を営む事業者は、原則交付金の対象外

交付要件 補足③ 協力金の対象施設

別表1

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設

交付対象事業者：

- (1) 県内に本所または支所が所在する法人及び個人事業主
- (2) 福島県緊急事態措置に基づき、施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。

交付の対象となる休止等の期間：4月28日～5月6日

1 休止を要請しない施設 ① 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	コード	対象施設	休止要請	協力金	特記事項
食事提供施設	101	飲食店	対象外	○	営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く。)
	102	料理店	対象外	○	
	103	喫茶店	対象外	○	
	104	和菓子・洋菓子店	対象外	○	
	105	タピオカ屋	対象外	○	
	106	居酒屋	対象外	○	
	107	屋形船	対象外	○	

食事提供施設のうち、休業要請以前から営業時間が5:00～20:00(酒類提供は～19:00)の事業者は、交付金の対象

交付要件 補足② 売上減少率

対象月 売上減少率	2020年			
	～3月	4月	5月	6月～
0～19%	×	×	×	×
20～49%	×	○	○	×
50%～	×	×	×	×
① 4月期、5月期ともに20%以上50%未満				対象
② 4月期が20%未満、5月期が20%以上50%未満				対象
③ 4月期が20%以上50%未満、5月期が20%未満				対象
④ 4月期が50%以上、5月期が20%以上50%未満				対象外
⑤ 4月期が20%以上50%未満、5月期が50%以上				対象外
⑥ 4月期、5月期ともに20%未満				対象外
⑦ 4月期、5月期ともに50%以上				対象外

「○」= 交付金対象となる
売上減少率
「×」= 交付金対象となら
ない売上減少率

4月期、5月期の売
上
が50%以上減少して
い
れば交付金の対象
外(④、⑤、⑦)

申請書類 補足

■ 申請書類

2 事業状況について

売上高	対象月	令和元年(2019年)の月間事業収入(a)	令和2年(2020年)の月間事業収入(b)	売上高の減少率 $\frac{(a)-(b)}{(a)}$
	4月	円	円	%
	5月	円	円	%

※白色申告をした個人事業者の場合は令和元年(2019年)の年間事業収入額を12で割った額、法人又は青色申告をした個人事業者の場合は令和元年(2019年)対象月の月間事業収入額を記入してください

売上高の記載

50%以上減少していないかを確認するため、4月、5月ともに記入ください。

■ 事業活動がわかる書類

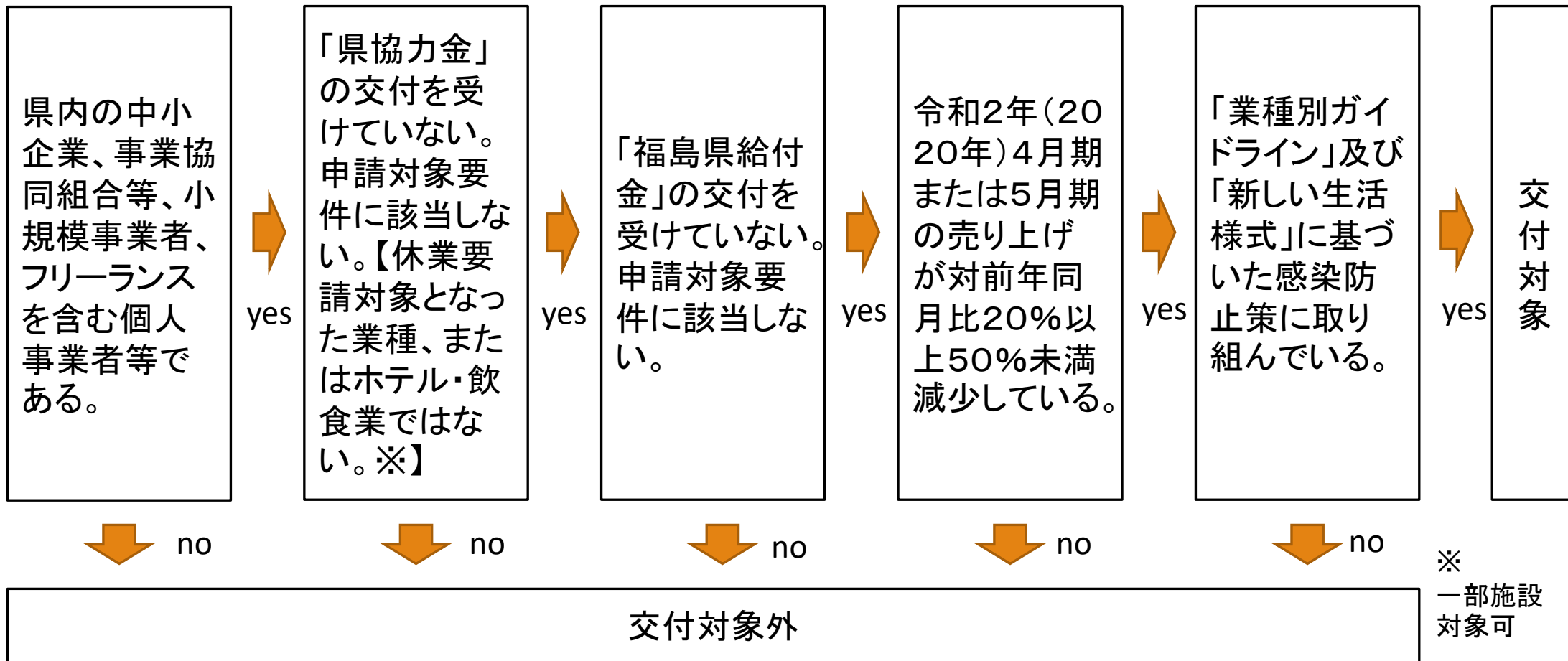
(パンフレット、チラシ、営業許可書、履歴事項全部証明書等) ※ 確定申告書でも可

申請期間

事業者等への支援	申請期間	備考
持続化給付金（国）	令和2年 5月 1日～令和3年1月15日	
協力金・支援金（県）	令和2年 5月15日～ 7月31日	※受付終了
給付金（県）	令和2年 6月17日～ 9月30日	
交付金（中央会）	令和2年 9月14日～11月30日	

※ 4月または5月の売上減少率が50%以上減少している事業者については、給付金を案内

対象フロー



交付金の事務局体制

